

小牧市東部地域トライアル活動支援要綱

〔令和4年4月29日〕
〔4小東第126号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民等の団体が実施する東部地域の振興に寄与するトライアル活動に対して市が行う支援（以下「支援」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 支援は、令和4年3月に市が策定した東部振興構想（以下「構想」という。）に掲げる将来像を実現することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 東部地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定により定めた都市計画に関する基本的な方針において設定した地域区分のうち東部地域をいう。

(2) トライアル活動 構想に掲げる将来像の実現に寄与する取組のうち、新たに開始しようとする取組又は従来からある複数の取組を組み合わせた新たな取組を試行的に行う活動をいう。

(支援対象団体)

第4条 支援の対象となるもの（以下「支援対象団体」という。）は、トライアル活動を実施しようとする団体（以下「団体」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が構成員となっていないもの

(2) 条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないもの

(3) 支援を受けようとする年度（以下「支援年度」という。）に市が実施する東部地域トライアル活動報告会（以下「報告会」という。）に参加することができるもの

(認定事業)

第5条 支援の対象となる事業（以下「認定事業」という。）は、支援対

象団体が支援年度の4月1日から翌年3月31日までの間に実施するトライアル活動とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、過去に当該支援対象団体がこの要綱に基づく支援の決定を受けたトライアル活動と同一のもの（以下「同一トライアル活動」という。）は、認定事業としない。ただし、同一トライアル活動のうち継続して実施するために支援を実施する必要があると市長が認めるものは、認定事業とすることができる。
- 3 前項ただし書の規定により認定事業とすることができる同一トライアル活動は、支援の決定を最初に受けた年度を1年度目として、連続する3年度目までに限るものとする。
- 4 認定事業は、市との共催とする。

（支援の内容）

第6条 支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 認定事業のPR
 - (2) 市の施設を無料で利用させるために必要な措置（認定事業の実施に必要な範囲に限る。）
 - (3) その他認定事業の支援として市長が必要と認めるもの
- （支援の申請）

第7条 支援を受けようとする団体（以下「支援申請団体」という。）は、東部地域トライアル活動支援申請書（様式第1）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 東部地域トライアル活動計画書（様式第2）
- (2) 団体の名簿（様式第3）
- (3) 東部地域トライアル活動計画書に係る参考資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、当該トライアル活動について、小牧市東部地域トライアル活動支援補助金交付要綱（令和4年4月29日4小東第127号。以下「補助金交付要綱」という。）に基づく補助金の交付の申請を同一年度に行った支援申請団体は、同項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（支援の決定等）

第8条 市長は、前条第1項の規定による支援の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて調査等を行い、支援を行うこ

とが適当であると認めるときは、速やかに支援の決定をし、東部地域トライアル活動支援決定通知書（様式第4）により、支援申請団体に通知するものとする。

- 2 市長は、支援を行うことが不相当であると認めるときは、速やかに支援をしない旨の決定をし、東部地域トライアル活動支援申請却下通知書（様式第5）により、支援をしない旨及びその理由を支援申請団体に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 前条第1項の通知を受けた団体（以下「支援団体」という。）は、当該支援の決定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げをしようとする支援団体は、東部地域トライアル活動支援申請取下書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

（計画変更等）

第10条 支援団体は、認定事業の内容を変更し、又は認定事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに東部地域トライアル活動計画変更等承認申請書（様式第7）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認する旨の決定をしたときは、東部地域トライアル活動計画変更等承認決定通知書（様式第8）により、支援団体に通知するものとする。

（活動報告書等）

第11条 支援団体は、支援年度に開催される報告会において、認定事業の成果を報告しなければならない。

- 2 支援団体は、前項の報告会の終了後から支援年度の3月31日までの間に東部地域トライアル活動報告書（様式第9）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 活動内容の詳細が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 3 前項の規定にかかわらず、同一のトライアル活動について、補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づく東部地域トライアル活動実績報告書を提出した団体は、前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(決定の取消)

第12条 市長は、支援団体が次の各号のいずれかに該当するときは、支援の決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により支援の決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 市長の承認を得ずに認定事業を変更し、中止し、又は廃止したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が支援することが不適切であると認めたととき。

2 市長は、前項の取り消しをしたときは、東部地域トライアル活動支援決定取消通知書(様式第10)により支援団体に通知するものとする。

(支援団体の義務)

第13条 支援団体は、認定事業に関連して第三者に損害を与えた場合は、支援団体の責任及び負担において解決しなければならない。

2 支援団体は、支援を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則(令和5年4小東第1096号)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市東部地域トライアル活動支援要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市東部地域トライアル活動支援要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。